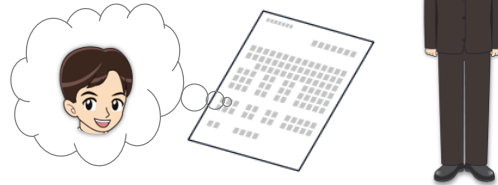


強制加入被保険者の種類(法7) ケース1

ケース1

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届書」が送られてきたAさんが、手続きをするために市役所に行ってきました。



20歳になった方には日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届書」が送られます。

1

強制加入被保険者の種類(法7) ケース1

条文

- 第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。
- 一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第一号被保険者」という。）
 - 二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「第二号被保険者」という。）
 - 三 第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの（第二号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）



2

強制加入被保険者の種類(法7) ケース1



会社などにお勤めの方は
第2号被保険者



その被扶養配偶者は
第3号被保険者



それ以外の方は
第1号被保険者



基本的に、日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人はすべて国民年金制度の対象になっています。

3

強制加入被保険者の要件

第1号被保険者

第七条

- 一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者を除く。）



国内居住要件	日本国内に住所を有すること
年齢要件	20歳以上60歳未満

4

強制加入被保険者の要件

第2号被保険者

第七条

二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者

被用者年金各法	
厚生年金保険法	社会保険の適用事業所にお勤めの方
国家公務員共済組合法	国家公務員
地方公務員等共済組合法	地方公務員
私立学校教職員共済法	私立学校教職員



国内居住要件
年齢要件

なし
なし

5

強制加入被保険者の要件

第3号被保険者

第七条

三 第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもののうち二十歳以上六十歳未満のもの

第2号被保険者の配偶者	
第2号被保険者に生計維持されている配偶者	3号被保険者
会社員や公務員等としてお勤めの場合	2号被保険者
第2号被保険者の扶養に入らない場合	1号被保険者



国内居住要件
年齢要件

なし
20歳以上60歳未満

6

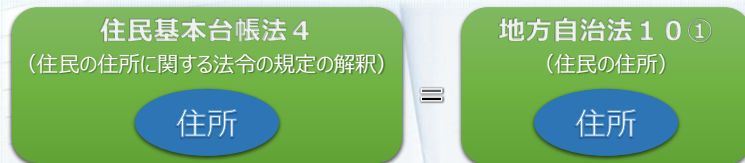
強制加入被保険者の要件

	国内居住	年齢	生計維持	国籍
第1号被保険者	日本国内	20歳以上 60歳未満	×	×
第2号被保険者	×	×	×	×
第3号被保険者	×	20歳以上 60歳未満	第2号被保険者 による生計維持	×



7

住所(住民基本台帳法4)



民法 22
(住所)

生活の本拠

私的生活地の中心地

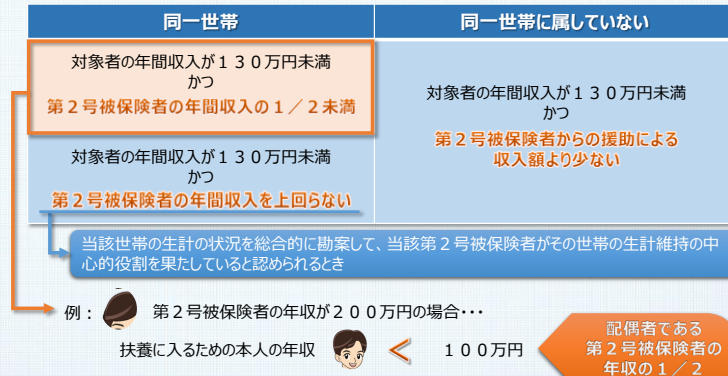


第1号被保険者の国内居住要件
第1号被保険者の資格取得の届出

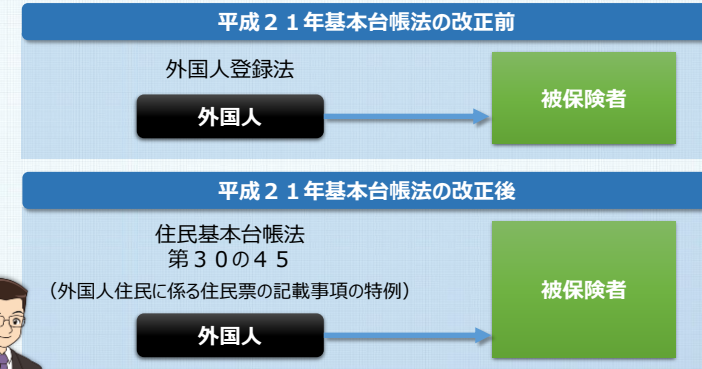
住民票の有無で判断
住所地の市町村長に提出

8

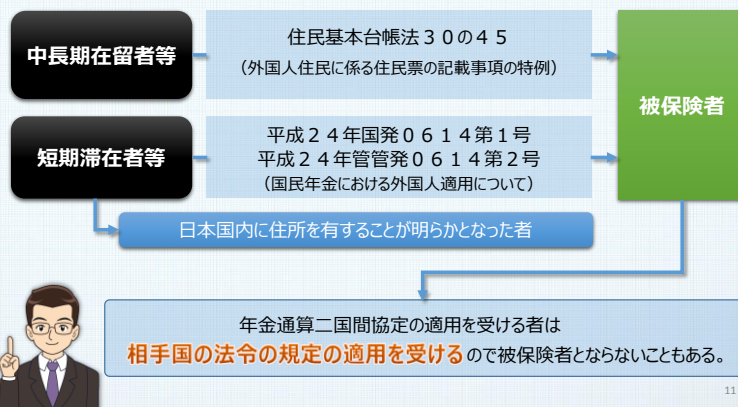
被扶養配偶者の認定基準(令4)



外国人



外国人



外国人

保険料納付のメリット

- 障害年金 遺族年金 が受給できます。
- 社会保障制度に関する協定が結ばれている場合は、
母国の年金制度の加入期間と合計 されることがあります。
- 母国に帰国することになった場合は、
脱退一時金 が支給されます。

被保険者区分の主な変遷

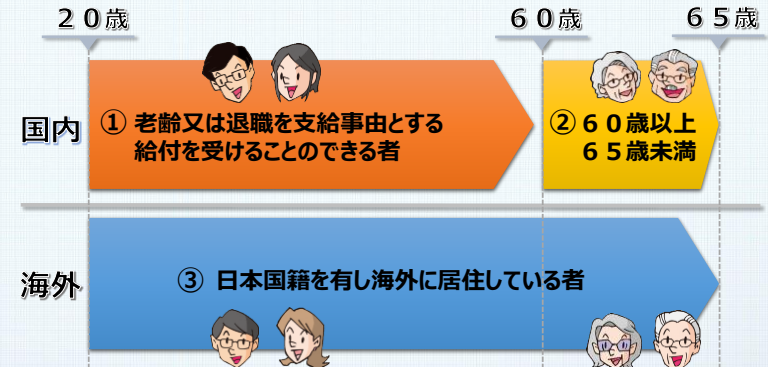
	昭和36年4月	昭和61年4月	
自営業者等	強制加入		第1号被保険者
会社員・公務員	適用除外		第2号被保険者
被扶養配偶者	任意加入		第3号被保険者
国会議員	適用除外	任意加入	第1号被保険者
海外居住の日本人	適用除外		任意加入被保険者
被用者年金制度の 障害・遺族年金受給者	任意加入		第1号被保険者
学生	任意加入		第1号被保険者
国内居住の外国人	適用除外	強制加入	第1号被保険者

昭和57年1月

平成3年4月

13

任意加入被保険者(法附則5①)



14

海外在住の任意加入被保険者（法附則5、6年改正法附則11、16年改正法附則23）ケース2

ケース2

個人輸入業を行っていたBさんが、取引の関係上、生活拠点を海外に移して業務を行うことになりました。老後の生活を考えて、今まで国民年金保険料を未納することなく払い続けてきたBさんは今後どうしたらいいのかと相談にやってきました。

	受給資格要件	年金額の計算
任意加入なし	○ (合算対象期間)	×
任意加入あり	○	○

15

特例による任意加入被保険者（6年改正法附則11①、16年改正法附則23①）

昭和40年4月1日以前の生まれの人

日本国内に住所のある

65歳以上
70歳未満

日本国籍で海外に居住する

65歳以上
70歳未満

	受給資格期間を満たすため	年金を増額するため
任意加入	○	×
任意加入の特例	○	○

16



確認問題

問題 1 日本国内に住所を有する者であれば、国籍を問わず、20歳未満の者であっても、申し出ることによって任意加入被保険者になることができる。

解答 ✗ 法附則5②
20歳未満の者は任意加入することができません。

問題 2 日本に住んでいる外国人の住所は、外国人登録法に基づいて把握する。

解答 ✗ 住民基本台帳法30の45
平成21年の改正により、外国人も住民基本台帳の対象となりました。

18